

# 全国歯科衛生士教育協議会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は全国歯科衛生士教育協議会という。

第2条 本会は事務所を東京都豊島区駒込 1-43-9 財団法人口腔保健協会内におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は有能な歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題について研究、協議を行うとともに教員指導者の資質向上をはかり歯科衛生士教育の充実発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生士教育上の諸問題に関する研究と協議
- (2) 教員に関する講習会並びに研修会の開催
- (3) 学術研究会の開催
- (4) 歯科衛生士教本の監修等
- (5) 財団法人歯科医療研修振興財団への協力
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 組 織

第5条 本会は全国の歯科衛生士教育機関をもって組織する。

第6条 本会は各地区に地区会をおくものとする。

2. 各地区においては加盟機関の連携を密にし、本会の目的達成をより円滑にするものとする。
3. 地区会の運営については、当該地区の内規によるものとする。

## 第4章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
専務理事	1名
総務理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2名

第8条 会長及び監事は総会において選出する。

2. 前項以外の役員は会長が委嘱する。

- 第 9 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  3. 理事は理事会を組織し、本会運営上の必要事項を審議執行する。
  4. 専務理事は総務会を運営する。
  5. 総務理事は事業、庶務、会計、渉外、その他本会の運営に関する総務を行う。
  6. 監事は会務及び会計を監査する。

第 10 条 役員の任期は 2 ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

## 第 5 章 顧問及び参与

第 11 条 本会は顧問及び参与を若干名おくことができる。

第 12 条 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱し、本会の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第 13 条 顧問及び参与の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

## 第 6 章 委員会

第 14 条 本会は委員会をおくことができる。

第 15 条 委員会の運営については別の規程を設ける。

第 16 条 委員会の委員は理事会の推薦により会長が委嘱し、その諮問に応ずる。

## 第 7 章 会議

第 17 条 本会は毎年 1 回以上の総会を開催し、会長がこれを召集する。  
(理事会及び総務会)

第 18 条 理事会及び総務会は必要に応じて会長が随時召集開催する。

## 第 8 章 会計及び基金

第 19 条 本会の経費は加盟機関の負担金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。  
負担金は 1 機関当たり入会金 5,000 円、年会費 30,000 円とする。

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 21 条 本会の会計に基金を設けることができる。

2. その目的、用途については理事会の議を経て総会に報告する。
3. 本会入会時には前々条の負担金の他に教育振興基金を納入するものとする。
4. 基金規程は別に定める。

## 第9章 会則等の改正

第22条 本会会則の改正は理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

第23条 本会会則の実施に必要な規程等については、理事会の議を経て定める。

附	昭和37年11月会則制定	昭和39年11月一部改正
	昭和45年11月一部改正	昭和56年1月一部改正
	昭和60年4月一部改正	昭和62年3月一部改正
	平成2年4月一部改正	平成3年4月一部改正
	平成5年4月一部改正	平成6年4月一部改正
	平成12年4月一部改正	平成15年3月一部改正
	平成17年4月一部改正	

## 認 定 委 員 会 規 程

第1条 全国歯科衛生士教育協議会(以下「本会」という)は、本会会則第 14 条に基づき、認定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条 委員会は本会が主催する歯科衛生士専任教員講習会受講修了の認定などを行う。

第3条 本委員会は会長が委嘱する理事及び本会の教育委員をもって、10 名以内の委員で構成する。

第4条 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

第5条 委員会は歯科衛生士専任教員講習会（Ⅰ～Ⅴの全課程）の受講修了者からの申請を受けて、認定証の発行などについて審査し、会長に答申する。

付 則 本規程は、平成 14 年 10 月 16 日より施行する。